

# 地理的表示保護制度の現状と課題

農林水産知財対応委員会 原 慶多

## 要約

2015年6月1日に「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」（地理的表示法）に基づく地理的表示保護制度が開始されて6年目を迎えた。2020年9月8日現在、申請件数は247件であり（公示されているもの）、登録件数は99件となっている。順調に制度が運用されているようにみえるが、様々な課題も生じている。地理的表示保護制度開始から6年目を迎えた今、過去約5年間における申請や登録の状況、及び、日本弁理士会農林水産知財対応委員会で各登録生産者団体に行ったインタビューの内容を踏まえ、地理的表示保護制度の現状と課題について検討した結果を報告する。

## 目次

1. 地理的表示（GI）の登録申請手続と登録後の手続
2. 申請と登録の現状
3. 登録生産者団体へのインタビュー
4. 課題と考察
5. まとめ

## 1. 地理的表示（GI）の登録申請手続と登録後の手続

2014年6月25日に「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（地理的表示法）が成立し、2015年6月1日に地理的表示保護制度が開始された。その後、2019年2月1日に日EU経済連携協定（日EU・EPA）が発効した。これに伴い、EU側GI計71産品、日本側GI計48産品を相互に保護することとなった。

図1及び図2は、相互保護の対象となるGIの例で

ある。

また、日EU・EPAの発効に併せて地理的表示法の法改正が行われ、農林水産物等の区分も変更された。従来は、農林水産物の区分が42区分に分かれていたが、改正後は、22区分と大幅に区分数が減少した。図3に示されている通り、改正後の区分は、第1類から第11類までが食用の農林水産物等、第12類から第22類までが非食用の農林水産物等となっている。

また、図4の申請から登録までのフロー図で示されているように、「申請の事実の公示」制度が設けられ（地理的表示法第7条第4項）、登録の申請があったときは、遅滞なく、生産者団体の名称及び住所並びに代表者（法人でない生産者団体にあつては、その代表者又は管理人）の氏名、当該農林水産物等の区分、当該農林水産物等の名称等が公示されることとなった。そして、方式的な審査の後、問題がなければ、申請の公

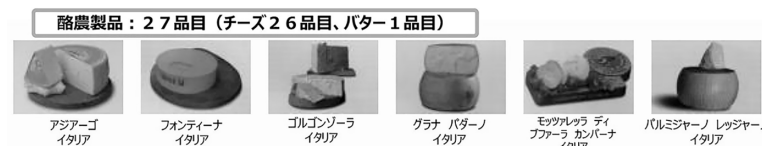


図1 日本で保護するEU側GIの例<sup>(1)</sup>



図2 EUで保護する日本側GIの例<sup>(1)</sup>

【農林水産物等の区分の一覧】

|  | 食 用  |   |  |  | 非食用（施行令で定めるもの）   |
|--|--|---|--|--|--|
|  | 1類【農産物類】   | 2類【生鮮肉類】  | 3類【その他畜産物類】  | 4類【水産物類】   |  |
| 農<br>林<br>水<br>産<br>物  | 穀物類（米、麦（精麦を含む。）、そば、大豆等）<br>野菜類（きのこ類、山菜類を含む。）<br>果実類<br>その他（さとうきび、ホップ、こんにやくいも等） | 牛肉、豚肉、家きん肉（内臓肉等を含む。）等   | 乳類（生乳、牛乳等）<br>食用鳥卵類（鶏卵等）<br>その他（家きん肉以外の内臓肉等）   | 魚類（生の魚卵を含む。）<br>貝類（二枚貝、巻貝）<br>その他水産動物類（いか類、たご類、えび類、かに類等）<br>海藻類（生わかめ等） | 1 2類【観賞用の植物類】<br>鉢物、切花・切枝、花木等<br><br>1 3類【工芸農作物類】<br>染料作物（紅花等）、繊維作物（いぐさ等）、葉たばこ等<br><br>1 5類【観賞用の魚類】<br>金魚、錦鯉、熱帯魚等<br><br>1 6類【真珠類】<br>真珠 |
|  | 農<br>林<br>水<br>産<br>物<br>を<br>原<br>料<br>と<br>す<br>る<br>製<br>品                  | 5類【農産加工品類】<br>粉類（小麦粉、でん粉等）<br>穀物類加工品類（めん類等）<br>豆類調製品類（豆腐等）<br>野菜加工品類（野菜漬物等）<br>果実加工品類（干柿等）<br>酒類以外の飲料等類（茶葉等）<br>その他（こんにやく等）   | 6類【畜産加工品類】<br>食肉製品類（ハム、ソーセージ、ベーコン等）<br>酪農製品類（加工乳、発酵乳、チーズ、アイスクリーム類等）<br>加工卵製品類（マヨネーズ等）等 |  | 7類【水産加工品類】<br>加工魚介類（干しなまご等）<br>加工海藻類（塩わかめ等）等   |
| 8類【調味料類】<br>みそ、しょうゆ、砂糖類、香辛料等<br><br>9類【食用油脂類】<br>オリーブ油、バター等<br><br>1 0類【パン類及び菓子類】<br>パン類（食パン、イーストドーナツ、パン粉等）<br>菓子類（ビスケット類、米菓、キャンディー類等） |  | 1 1類【その他食品類】<br>1～1 0類に該当しない食品<br><br>農林水産物等の香り、味、色合いを疑似的に付する用途で使用される物質であって、当該物質を使用した農林水産物等又はその包装等に特定農林水産物等に係る地理的表示又は類似等表示を使用する場合にあっては、当該物質は、当該特定農林水産物等が属する農林水産物等の区分と同一の区分に属するものとみなす。 |  |  | 1 4類【立木竹並びに木材及び竹材類】<br>立木、立竹<br><br>木材及び竹材類  |

図3 農林水産物等の区分の一覧<sup>(2)</sup>

示が行われる。つまり、通常は、申請から登録までの間に2回公示が行われる。

その後、学識経験者の意見聴取等が行われて、登録要件を満たしていると判断されれば登録になり、登録の公示がなされる。

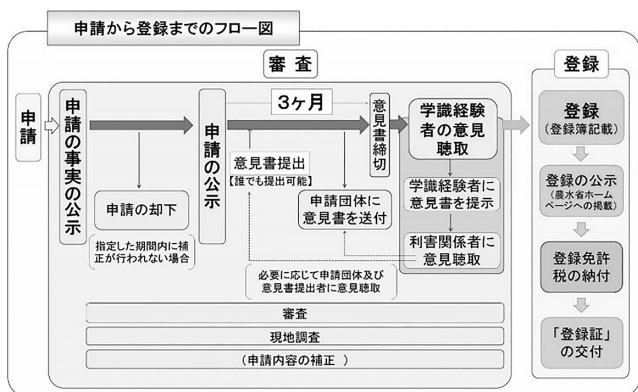


図4 申請から登録までのフロー図<sup>(2)</sup>

一方、申請に必要な書類については、改正前と基本的には変更はない。すなわち、登録を受けようとする生産者団体は、申請書に、明細書及び生産行程管理業務規程等を添付して提出しなければならない（同法第7条第1項及び第2項）。

登録後において、登録生産者団体に属する生産業者は、明細書に従ってGI産品を生産しなければならず、生産行程管理を受ける必要がある。また、登録生産者団体は、構成員である生産業者が明細書に沿ってGI産品の生産を行っているか否か、及び、地理的表示やGIマークが適正に使用されているか否かを確認し、毎年1回以上、国に実績報告書を提出する義務がある。

## 2. 申請と登録の現状

2020年9月8日現在の、申請に関する公示件数と登録件数を農林水産物等の区分ごとに表したものが図5のグラフである（改正前の区分で登録されているものについては、該当する改正後の区分に置き換えている）。

図5からわかるように、公示件数、登録件数共に、第1類の農産物類が他の区分よりはるかに多くなっている。次に件数が多いのが、農産物類の加工品である第5類の農産加工品類である。

一方、「食用区分（第1類～第11類）」については、農林水産物を原料とする、第9類の食用油脂類や第

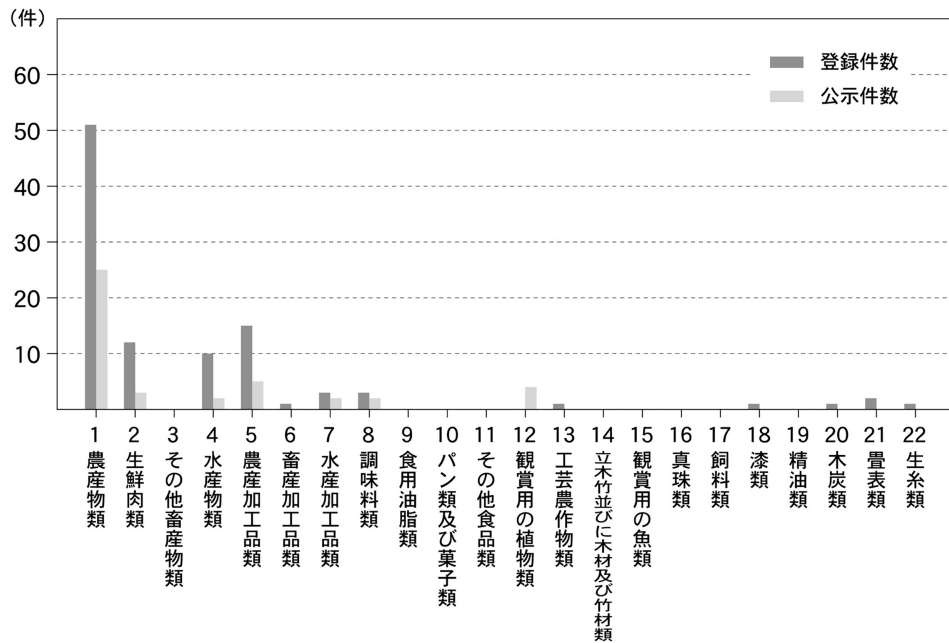


図5 申請に関する公示件数と登録件数を農林水産物等の区分ごとに表したもの（2020年9月8日現在）

10類のパン類及び菓子類等は、これまで1件も公示・登録がなされていない。「非食用区分（第12類～第22類）」についても、公示・登録共にほとんど件数がない状況である。

また、図6は、年別の地理的表示登録申請件数を表したグラフである。平成27年6月1日の制度開始以降、年々申請件数が減少していることがわかる。平成27年は、7か月間における申請件数であるため、この期間に集中的に多くの申請が行われたといえる。なお、令和2年については、9月8日時点で申請の事実が公示されている案件（申請日が令和2年7月17日までのもの）であり、件数は16件となっている。

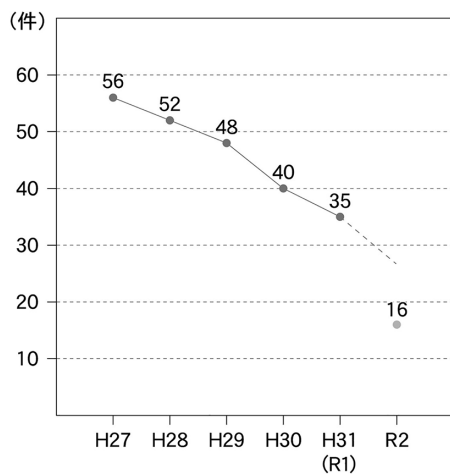


図6 年別の地理的表示登録申請件数（2020年9月8日現在）

### 3. 登録生産者団体へのインタビュー

日本弁理士会農林水産知財対応委員会では、これま

で、登録生産者団体に対し、申請を行った経緯や地理的表示の利活用状況等についてインタビューを行ってきた。

インタビューにおいて申請を行った経緯について明確な回答を得た登録生産者団体11団体のうち、団体自らの発意に基づき申請したものが5団体、県などの行政からの提案に基づき申請したものが6団体であった。

また、地理的表示の利活用については、うまく進んでいて販売量等に効果が表れている登録生産者団体と、効果が表れていない登録生産者団体に分かれていた。

### 4. 課題と考察

地理的表示は、商標権のように団体が所有して権利を行使するものではなく、地域の共有財産という扱いである。そのため、地理的表示の不正使用に対しては、行政が取締りを行う。そのような制度ということもあり、登録生産者団体が受け身で手続等を進めることが少なくない。登録生産者団体へのインタビューで明らかになったように、行政からの働きかけがあったことにより申請を行った団体も多かった。

登録生産者団体のインタビューでは、「GIマークは、国がお墨付きを与えた証明として、国内や世界に広く周知してほしい。」「GI登録した地理的表示について、もっとPRしてほしい。」「生産行程管理業務規程に



基づいて、生産者に生産させるのが大変。また、毎年、実績報告書を作成し、提出しなければならないのも負担になっている。」といった意見が出された。



図7 GI マーク

上述した通り、地理的表示の登録申請件数は年々減少している。さらに、公示・登録件数は、第1類の農産物類に集中しており、公示・登録がほとんどない区分も多かった。今後は、件数の少ない区分に関連する分野からの申請の掘り起こしも必要になるかもしれない。

一方、地域団体商標については、農産物関連以外の区分でも登録例が少なくなかった。

例えば、生鮮肉類、並びに、水産物類及びその加工品類についての地域団体商標の登録件数が、それぞれ60件、58件、30件と、地理的表示に比べるとかなり登録件数が多いことがわかった。

さらに、地理的表示では公示も登録も全くされていない、第10類のパン類及び菓子類に属すると考えられる商品で13件、第14類の立木竹並びに木材及び竹材類に属すると考えられる商品で12件、それぞれ地域団体商標の登録があった。つまり、地理的表示で公示がされていない区分でも、地域団体商標では登録例がそれなりにある、ということが言える。

登録が認められる主な要件として、地域団体商標は「周知性」、地理的表示は「伝統性（おおむね25年の生産期間）」という違いがあるが、伝統があるから周知になっているという事例も多いと思われる（特許庁ホームページの地域団体商標登録案件一覧（<https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/chidan/shoukai/ichiran/index.html>）を見ると、かなり昔から生産されている商品が多かった）。

実際、地域団体商標と地理的表示両方の登録を所有している団体もある。北海道の“十勝川西長いも”（地理的表示登録番号第21号、商標登録第5002095号），“南郷トマト”（地理的表示登録番号第63号、商標登録第5015204号），“市田柿”（地理的表示登録番号第13号、商標登録第5002123号）等がその例である。

登録生産者団体へのインタビューでは、全体として、地理的表示の制度や登録された地理的表示をもってPRしてほしい、という意見が目立った。登録の効果があつた、という登録生産者団体も多かったが、消費者における知名度が低いという印象を持っている団体も少なくない。

一方、GIマークは、デザインが良いと評判で、高品質な商品であることを需要者に認識してもらいやすいと考えている登録生産者団体も多い。そのため、GIマークをもって前面に押し出してもPR活動を行うことも一法であろう。

また、登録生産者団体へのインタビューでもあつたように、生産行程管理業務規程、実績報告書に関する対応が負担になっているところもある。生産者団体の負担の緩和策や、生産者団体へのサポートの充実を考えていく必要があるかもしれない。

海外に目を向けると、登録生産者団体へのインタビューにおいて、外国においても地理的表示を活用できるよう、EUだけではなく他の国に対しても早くGI相互協定を締結してほしい、という意見があつた。各国へ直接申請も可能ではあるが、登録生産者団体の手続的負担及び費用的負担を考えると現実的ではないと思われる。

目下、タイ等と協定の締結を目指して交渉が進められているようである<sup>(3)</sup>。当面は協定締結交渉の推移を見守る必要があろう。

なお、GIマークについては、商標として国際出願等が行われていて、いくつかの国で既に登録されている。国内外でのPR活動と共に、GIマークの各国商標登録状況や今後の展望等を周知していくことも重要

であると思われる。

## 5. まとめ

今後、登録申請の対象となる地理的表示は、徐々に少なくなっていくかもしれない。しかしながら、生産業者や登録生産者団体が、地理的表示のブランド価値向上に向けて協力し合うことにより自身も利益を享受できれば、申請件数が大きく伸びることはなくとも、地理的表示の積極的な使用につながっていくであろう。

地理的表示保護制度が開始されて6年目を迎えた

今、制度の課題や問題点を再検討し、他の知的財産と同様、地理的表示保護制度が積極的に活用され発展していくことに期待したい。

### (参考文献)

- (1) 地理的表示法について—特定農林水産物等の名称の保護に関する法律—（農林水産省食料産業局）
- (2) 「地理的表示保護制度登録等申請マニュアル（平成31年2月版）」（農林水産省）
- (3) 「令和元年度国内外における地理的表示（GI）の保護に関する活動レポート」（農林水産省）

（原稿受領 2020.12.14）